

日本公開天文台協会「天文体験プログラムに関する研修委員会」設置要綱
(2026年6月16日運営委員会承認)

(設置)

第1条 日本公開天文台協会（以下「協会」という。）は、公開天文台における天体観察会等の体験プログラムに関する研修活動の充実及びそのための調査研究活動を推進することを目的とし、会則第11条に定める委員会として「天文体験プログラムに関する研修委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、公開プログラムワーキンググループの活動（別表）を礎とするものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的のため、次の事務を行う。

- (1) 研修会、講習会等の企画及び実施
- (2) 天体観察会解説技術等に関するテキスト、教材等の開発及び配布
- (3) 先進的な実践事例の収集及び会員への展開支援
- (4) 公開天文台が実施する体験活動に関する調査及び研究
- (5) 会員による研究活動の支援及び連携の促進
- (6) 関係機関、研究者等との連携及び共同事業の推進
- (7) その他運営委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、協会の個人会員及び準会員のうちから、運営委員会の承認を経て会長が任命する。なお、委員のうち一定数は役員が務めるものとする。

2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）6月16日から施行する。

別表（第1条第2項関係）

公開プログラムワーキンググループにおいて蓄積された活動（令和8年6月現在）

- (1) 公開天文台における公開活動、公開プログラム及び天文解説技術等に関する基礎研究、資料整備、テキスト執筆並びに研修活動
- (2) 公開天文台における公開技術及び解説技術の継承、人材育成並びに会員相互の情報共有
- (3) 天文解説、天体観察会及び天文体験プログラム等に関する実践事例・技術情報の収集、整理及び体系化
- (4) 天体観察会解説技術に関するサイエンスコミュニケーション、ファシリテーション及びインタープリテーション等との比較研究並びに体系化
- (5) 「博物館としての公開天文台」に関する調査研究並びに公開天文台における体験価値向上に関する実践研究
- (6) ウェルビーイングに資する天文体験プログラム（アストロセラピー、博物館浴、天文台浴、星空浴、Awe 体験等）に関する基礎研究、実証実験及び実践支援
- (7) 博物館、教育及びサイエンスコミュニケーション等の隣接分野との連携並びに交流

